

名護市内保育士養成学校への修学資金貸付事業の対象適用を求める意見書

名護市においてはここ数年待機児童数が高止まり傾向にあり、令和5年4月1日時点の待機児童数も56人と、県内の市町村では最も多くなっている。その大きな要因は慢性的な保育士不足であり、令和5年度保育士不足数調査において、利用定員に対して市内19の保育施設等で合計60人の保育士が不足しているという結果となった。

保育士の確保について、名護市はこれまでに様々な施策を実施してきたが、今年度、名護市において初の保育士養成学校である小田原短期大学名護スクールの開設が決定した。県内の保育士養成学校は中南部地域に集中しているため、当市出身の学生は通学のために学校の近くへ転居する傾向があり、卒業後もそのまま中南部地域の保育施設等に就職することが多い。そのため、名護市内への保育士養成学校の設置が長年求められてきた。

そのような経緯の中、このたび設置される小田原短期大学名護スクールは、令和6年4月1日開校に向けて現在入学生を募集している。しかしながら、入学希望者の中には、優秀な学生であっても家庭の経済状況によっては修学が困難となる可能性も考えられる。名護市において1人でも多くの保育士の養成と修学機会を確保するためには、必要とする在学生に対しては授業料の負担軽減のための補助が求められる。

さて、沖縄県においては、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会が主体となって保育士修学資金貸付事業を実施している。本事業は、県内の保育士養成施設に在学する者に修学資金を貸し付け、もって質の高い保育士の養成確保に資することを目的とされており、令和2年4月現在で県内12施設19学科が事業対象として指定されている。そこで、本事業の趣旨にのっとり、当市においても質の高い保育士の養成確保に資するよう、小田原短期大学名護スクールを新たに事業対象として指定するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月25日

沖縄県名護市議会

宛先 沖縄県知事